

府中町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 府中町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から府中町（以下「町」という。）に移住した者に対し、予算の範囲内において支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定。以下「県要領」という。）、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）その他の法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を町に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の規定が適用される地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村並びに平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 県要領第5項2（1）に規定する求人マッチングサイトをいう。
- (5) 中小企業等 広島県（以下「県」という。）が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。
- (6) 18歳未満の世帯員 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満（ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は18歳未満とする。）であって、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、別表第2から別表第5までのいずれかに掲げる要件を満たすものとする。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、60万円とする。ただし、別表第6に掲げる要件を満たす場合は、100万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の世帯員一人につき100

万円を加算する。

- 3 移住支援金は、世帯を単位とし、一つの世帯に対して重複して交付しない。

(交付申請)

第5条 対象者であって、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町の住民基本台帳に記録された日から起算して1年を経過する日までに、府中町移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表第7に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書の提出期間は、毎年度4月1日（府中町の休日を定める条例（平成元年条例第4号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）から12月28日（休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

- 3 交付申請書その他この要綱の規定による書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行うことを原則とし、交付申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に当該申請を取り下げるときは、府中町移住支援金交付申請取下書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、第5条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その決定の内容及びこれに付した条件を府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知する。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を府中町移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 町長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】（様式第6号）を申請者に交付する。

(移住支援金の交付)

第10条 交付決定通知書により通知を受けた者は、速やかに府中町移住支援金請求書（様

式第7号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、当該請求者に対し、移住支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 県知事及び町長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に対し報告及び立入調査を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

第12条 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を府中町移住支援金住居・勤務地等変更届出書(様式第8号。以下「変更届出書」という。)により町長に届け出なければならない。

- 2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により町長に届け出なければならない。

- 3 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年以内に町での居住が困難となった場合又は1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに府中町移住支援金自主返還申出書(様式第9号。以下「自主返還申出書」という。)を提出するものとする。

- 4 町長は、自主返還申出書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満で町から転出した場合
- (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

- 2 町長は、受給者が移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に府中町から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。

- 3 町長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて、同条第1項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(移住支援金の返還免除)

第15条 受給者は、第13条第1項又は同条第2項に規定する要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、府中町移住支援金返還免除申請書(様式第10号)及び返還免除理由を証する書類(以下「返還免除申請書等」という。)の提出により移住支援金の返還の免除を申請できるものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その内容が適当と認められる場合、県知事の同意を得た上で、移住支援金の返還を免除できるものとする。

3 町長は、県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(申請の特例)

2 交付申請者が、国の年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、町の住民基本台帳に記録された日から起算して1年を経過する日までに第5条第1項の交付申請書が提出できなかったときは、同項、別表第1及び別表第6の規定の適用については、同項中「町の住民基本台帳に記録された日から起算して1年を経過する日」とあるのは「国の年度当初予算の第1回交付決定日に、年度の4月1日から町の住民基本台帳に記録された日から起算して1年を経過する日までの日数を加算した日」と、別表第1及び別表第6中「移住後1年以内」とあるのは「国の年度当初予算の第1回交付決定日に、年度の4月1日から移住後1年を経過する日までの日数を加算した日以内」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 移住する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、町の住民基本台帳に記録された日の 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
移住先に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に町に移住したこと。 (2) 移住支援金の交付申請時において、移住後 1 年以内であること。 (3) 移住支援金の交付申請日から 5 年以上、町に継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である、又は外国人であって、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 (4) その他県知事又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	要件
就業に関する要件	次に掲げる（1）又は（2）に該当すること。 （1） 一般の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて県要領第 5 項 2（1）に示す対象法人に就業していること。 エ 求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 オ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。 カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 （2） 専門人材の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。 ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ウ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。 エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第 3（第 3 条関係）

区分	要件
テレワークに関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （1） 所属先企業等からの命令による移住ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

	(2) 内閣府地方創生推進室が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
--	---

別表第4（第3条関係）

区分	要件
町における居住経験等に関する要件	申請日時時点で町に5年以上居住している3親等以内の親族（町の住民基本台帳に記録されている者に限る。）が居る者又は町に居住経験がある者（町の住民基本台帳に記録されていた者に限る。）のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 (1) 町内会又は自治会に加入し、地域のイベント等に参加する者 (2) 農林水産業に就業する者

別表第5（第3条関係）

区分	要件
起業に関する要件	1年以内に起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第6（第4条関係）

区分	要件
世帯に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (2) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日以降に移住したこと。 (4) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において移住後1年以内であること。 (5) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

別表第7（第5条関係）

区分	要件
全員が提出必須の書類	(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認）

	認できる書類の写し) (2) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在 地及び在住期間を確認できる書類。2人以上の世 帯として交付申請する場合は、移住元において交 付申請者を含む世帯員全員の移住元での在住地を 確認できる書類) (3) 移住先(町)の住民票の写し(2人以上の世帯 として交付申請する場合は、交付申請者を含む世 帯員全員分) (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(様式 第1号別紙1) (5) 移住支援事業に係る個人情報の取扱い(様式第 1号別紙2) (6) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し(確実 に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口 座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認でき るものに限る。) (7) その他町長が必要と認める書類
東京23区以外の東京圏から 東京23区への通勤者のみ提 出が必要な書類	東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は これに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇 用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
東京23区以外の東京圏から 東京23区に通勤していた法 人経営者又は個人事業主のみ 提出が必要な書類	開業届出済証明書又はこれに代わる書類(移住元での在 勤地、在勤期間を確認できる書類)
別表第2に掲げる要件に該当 する者のみ提出が必要な書類	就業証明書(様式第1号別紙3)
別表第3に掲げる要件に該当 する者のみ提出が必要な書類	就業証明書(テレワーク)(様式第1号別紙4)
別表第4に掲げる要件の町に 5年以上住む3親等以内の親 族が居る者に該当する者のみ 提出が必要な書類	申請者親族の関係が分かる戸籍(3親等以内が確認でき る書類)及び親族の住民票の写し(5年以上町に居住し ていることが分かる書類)
別表第4に掲げる要件の町に 居住経験がある者に該当する 者のみ提出が必要な書類	住民票の写し等(町に居住経験があることがわかる書 類)

別表第４に掲げる要件の（２）に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（様式第１号別紙５）
別表第５に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第１号	府中町移住支援金交付申請書兼実績報告書	第５条
様式第２号	府中町移住支援金交付申請取下書	第６条
様式第３号	府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書	第７条
様式第４号	府中町移住支援金不交付決定通知書	第７条
様式第５号	府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書再交付申請書	第８条
様式第６号	府中町移住支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】	第９条
様式第７号	府中町移住支援金請求書	第１０条
様式第８号	府中町移住支援金住居・勤務地等変更届出書	第１２条
様式第９号	府中町移住支援金自主返還申出書	第１２条
様式第１０号	府中町移住支援金返還免除申請書	第１５条